

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十三年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ロイヤルホームセンター生駒

所在地 生駒市谷田町八六一番地一ほか

二 生駒市から聴取した意見の概要

- 1 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を遵守し、商品販売等において、張出禁止物件への広告物（はり紙、はり札、立て看板及び広告旗）の掲出を行わないこと。
- 2 生駒市まちをきれいにする条例を遵守し、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て防止について、従業員への啓発及び教育並びに消費者への啓発に努めること。また、事業所周辺及び地域の美観を保持し、快適な生活環境を確保するとともに、市が実施する施策に協力すること。

- 3 計画店舗の周囲の住居及び敷地境界線上の騒音は、環境基準予測値に適合しているものの、店舗開店後においても、周辺の環境が損なわれないよう注意を払うとともに、周辺住民から苦情等があれば貴社の責任において調査及び検討のうえ、必要に応じ対策を行う等配慮すること。

- 4 本計画地は近隣商業地域であるため、建築基準法による制限を遵守すること。

- 5 現在計画されている駐車場部分について、不特定多数の用に供するものとしての利用に際し駐車料金を徴収する等一定の要件を満たすこととなる場合には、駐車場法による届出を行うこと。

- 6 事前協議の結果において、店舗北側出口からの右折出庫は極力行わないとの共通認識を得られたものと解釈しているが、店舗北東側出入口についても、左折矢印のペイント等により原則左折出庫とする旨を来店者に周知されたい。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十三年七月二十九日から同年八月二十九日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで